

これから働き始める女性のための、 わくわくワークショップ

これから新たに社会に出る人、もう一度働き始める人のためのワークショップです。参加することにより、働く人たちを守る労働契約のあらましを身につけることができ、不利益を受けることを少なくできます。皆様、奮ってご参加ください。

知って得する労働契約

■所要時間: 約2時間

■講師: 社会保険労務士 尾藤憲和、女性ユニオン名古屋 内藤菊江

■内容:

- ① 労働契約について(労働法全般)
- ② 事例から学ぶ
 - ・労働条件の明示 ・残業代 ・セクハラ パワハラ
 - ・退職勧奨と強要
 - ・有期雇用と雇い止め ・派遣労働 ・個人事業主
- ③ 労災保険と傷病手当
- ④ 公的機関の活用の仕方



* 女性のためのユニオン「女性ユニオン名古屋」のメンバーが日常の活動をもとに、働く女性たちに知ってもらいたい労働法の基礎をまとめました。働き続けるための筋力アップトレーニングとなります。

女性ユニオン名古屋とは

女性の労働110番 働く女性のための女性によるユニオンです。知恵を絞り、力を合わせて一人ひとりの問題の具体的な解決を図ります。セクシャルハラスメントは職場における「性暴力犯罪」です。セクシャルハラスメントは働く権利を奪うだけでなく、生存権や人格権を侵害する重大な労働災害です。2010年度全国の労働局雇用均等室に寄せられたセクシャルハラスメントの相談件数は1万件を超え、全体の50%をしめています。女性ユニオン名古屋は他地域の女性ユニオンと共同して活動をしています。

女性ユニオン名古屋

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南 2-11-43 日商ビル2FNPOステーション内
Mail: info@wu-nagoya.net